

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(特定個人情報保護委員会26-①)

別紙1

施策名	特定個人情報保護評価の推進				担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 松元 照仁
施策の概要	特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などが、その取扱いについて自ら評価するものである。特定個人情報保護委員会は、評価実施機関が特定個人情報保護評価を適切に実施するために、特定個人情報保護評価に係る規則や指針の策定を行うとともに、評価実施機関が作成した特定個人情報保護評価書について審査・承認、確認及び公表が適切に行われるようにする。				政策体系上の位置付け	特定個人情報の適正な取扱いの確保		
達成すべき目標	評価実施機関が適切に特定個人情報保護評価を実施することにより、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぐとともに、国民の信頼を確保する。		目標設定の考え方・根拠	全ての国民が利用する新しい社会基盤である番号制度において、特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報保護評価に係る規則、指針を定めるほか、承認等を行わなければならないため。		政策評価実施予定時期	平成27年8月	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
1 特定個人情報保護評価に関する規則の策定	規則の制定	平成26年度	・評価実施機関が、番号法の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施するために、番号法において委員会規則に委任されている事項及び特定個人情報保護評価における重要な手続を委員会規則で定める必要があるため。					
2 特定個人情報保護評価指針の策定	指針の策定	平成26年度	・評価実施機関が、番号法の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施するために、評価実施機関が講ずべき措置を指針で定める必要があるため。					
3 特定個人情報保護評価指針の解説の作成	解説の作成	平成26年度	・評価実施機関が、番号法の規定に基づき国民から見て分かりやすい特定個人情報保護評価を適切に実施するために、特定個人情報保護評価指針の内容を詳細に説明した解説が必要であるため。					
4 特定個人情報保護評価書の審査・承認、確認及び公表	評価書の審査・承認、確認及び公表の適切な実施	各年度	・番号法の規定に基づき、評価実施機関から提出された特定個人情報保護評価書の受付がなされた後、これについて審査・承認、確認及び公表が適切に行われる必要があるため。					
5 関係機関向け説明会の実施	説明会を適切に実施	平成26年度	・国の行政機関や地方公共団体等が特定個人情報保護評価を円滑に実施するためには、関係機関を対象として、特定個人情報保護評価に関する説明会を実施するほか、講師を派遣する必要があるため。					
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度				
特定個人情報の取扱いに (1) 関する監視・監督等に必要な経費	-	-	-	44,878 千円	1,2,3,4,5	・特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に沿って評価実施機関が適切に特定個人情報保護評価を実施することができるよう、関係機関と連携して説明会を実施する。 ・評価書の受付、公表の実施のため、国民が利用しやすい情報保護評価書受付システム(マイナンバー保護評価システム)の構築を行う。		001

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(特定個人情報保護委員会26-②)

別紙1

施策名	特定個人情報の保護に関する広報・啓発・国際協力				担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 松元 照仁
施策の概要	・国民や関係機関に対し、特定個人情報の保護について広報を行う。 ・海外の機関と協力関係を構築する。				政策体系上の 位置付け	特定個人情報の適正な取扱いの確保		
達成すべき目標	特定個人情報の保護措置や保護のための取組について広報を行うことにより、国民の理解の向上を図りつつ、関係機関向けに制度の周知を図ることで、円滑に制度運用を開始させる。また、各国や国際機関と連携し、情報交換を行うことにより、番号制度や個人情報保護を取り巻く最新の国際情勢を把握し、国際的な協力関係を構築する。				目標設定の 考え方・根拠	特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報保護委員会は特定個人情報の保護に関する広報及び啓発並びに国際協力を行わなければならないため。	政策評価実施予定時期	平成27年8月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
1 パンフレット等の配布	関係機関等に配布	平成26年	・今後の番号法の施行(個人番号の付番等)に向けて、国民に対して特定個人情報の保護措置が講じられていることについて、パンフレット等を配布し、国民の理解の向上を図ることが必要であるため。					
2 ウェブサイトの充実	ウェブサイトへのアクセス件数の増加	各年度	・特定個人情報の保護について特定個人情報保護委員会ウェブサイトを用いて積極的に情報提供することで、国民及び関係機関の理解の向上を図ることが必要であるため。					
3 国際会議への参加等	海外の動向の把握	各年度	・個人情報の保護に関する国際会議等に参加するほか、他国の制度について調査を行い、各国の国際機関や個人情報保護当局との緊密な連携や情報交換を行う必要があるため。					
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度				
特定個人情報の取扱いに (1) 関する監視・監督等に必要 な経費	-	-	-	44,878 千円	1,2,3	・特定個人情報の保護に関する広報を行うため、パンフレットの配布、説明会の開催等を行う。 ・国際的な協力関係を構築するため、国際会議への出席及び海外の機関との情報交換等を行う。	001	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(特定個人情報保護委員会26-③)

別紙1

施策名	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督				担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 松元 照仁
施策の概要	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行う。				政策体系上の位置付け	特定個人情報の適正な取扱いの確保		
達成すべき目標	特定個人情報の保護措置として監視・監督体制を整備し、特定個人情報の適正な取扱いを確保することにより、番号制度の適切な運用を担保する。			目標設定の考え方・根拠	特定個人情報の適切な取扱いを確保するため、特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行わなければならないため。	政策評価実施予定時期	平成27年8月	
測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
特定個人情報の適正な取扱いに係るガイドラインの策定	ガイドラインの策定	平成26年度		・個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いの確保のために、特定個人情報の利用、管理、提供などに関し、具体的な指針としてガイドラインを定める必要があるため。				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度				
特定個人情報の取扱いに (1) 関する監視・監督等に必要 な経費	-	-	-	44,878 千円	1	関係機関に対するヒアリング、アンケートを実施するほか、行政機関、民間企業等を含む検討会において検討作業を行い、効率的かつ効果的な運用を行うためのガイドラインを策定する。	001	